介護保険に該当するのは、どんな人？



- 65歳以上の人
- 40～64歳で特定疾病に該当する人
- 要介護認定または要支援認定を受けた人


訪問看護ステーション
―地域に寄り添う看護をお届けします
本日の予定
9:00 申し送り
9:30 お問①
10:30 お問②
13:30 カンファレンス
15:00 記録・事務
連絡事項
・訪問前は
身分証を携帯！
・手指衛生を徹底！
・記録は
当日中に！
その人、
介護保険だからね
介護保険…？
医療保険と
どう違うんだろう…
よくわからない…
訪問看護の基本
1. 安全第一
2. 信頼関係の構築
3. 観察・アセスメント
4. 記録・報告
5. 多職種連携
利用者一覧
訪問記録
報告書
ケア記録
マニュアル
記録は
当日中に！
先輩看護師
新人
笑顔で
つなぐ
安心の輪
利用者ファイル
申し送りノート

いったい、何が違うのか？

EMPAWA

トメさん80歳（慢性心不全）

介護保険

トシエさん60歳（パーキンソン病）

Yahr Ⅳ、生活機能障害度Ⅲ度

医療保険

トシさん70歳（認知症）

介護保険

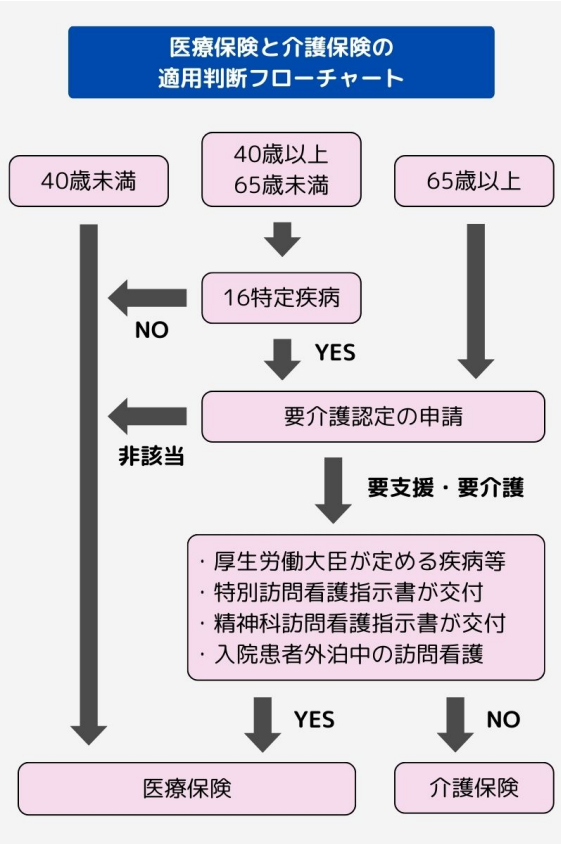
ジロウさん50歳（脳梗塞）

介護保険

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

介護保険で訪問看護を利用するには

EMPAWA



介護認定調査を受けて、
要支援か要介護に認定される必要がある。

＜対象＞

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
- 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）で特定疾病に該当する方

40歳未満の方、40歳以上65歳未満で特定疾病に該当しない方は自動的に医療保険となる

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

16の特定疾病

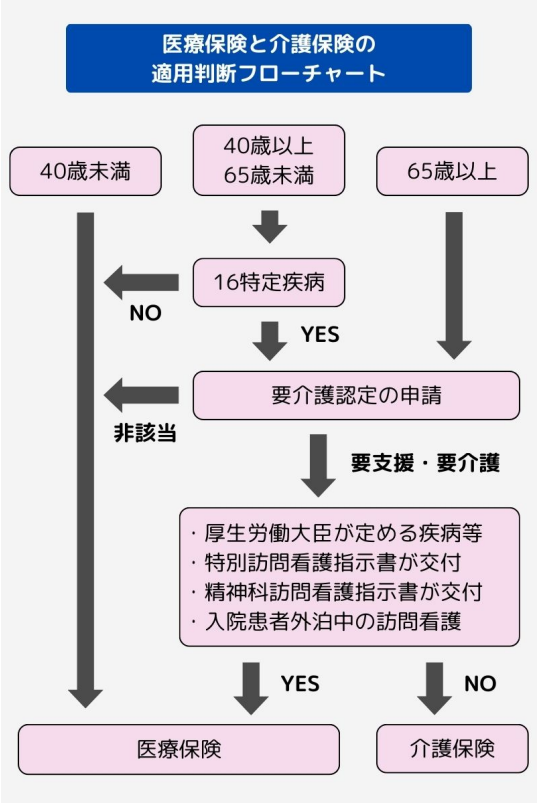
EMPAWA

1. がん末期
2. 関節リウマチ
3. 筋委縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、
 大脳皮質基底核変性症
 パーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害
 糖尿病性腎症
 糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 開塞性動脈硬化症
15. 慢性開塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に
 著しい変形を伴う変形性関節症

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

要介護認定があっても医療保険を優先する場合

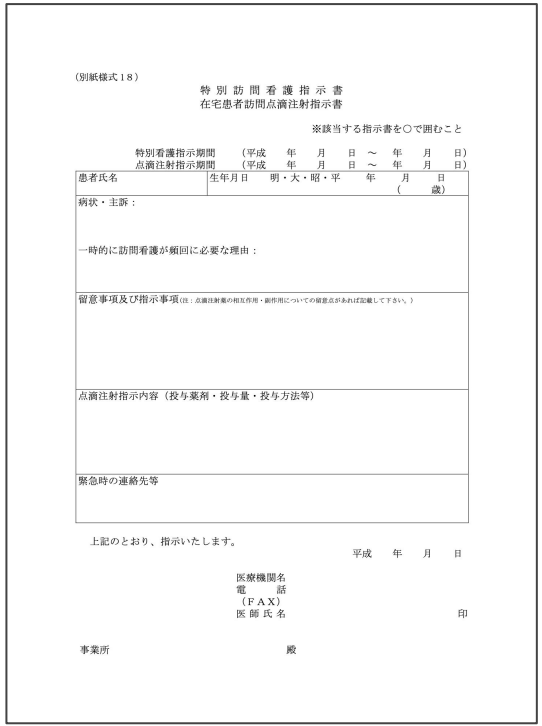
EMPAWA



- 特別訪問看護指示書が交付された（2週間限定）
- 厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）に該当する
- 精神科訪問看護指示書が交付されている
- 入院患者が1泊2日以上の外泊をする場合に、外泊中、訪問看護を行う場合

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

特別訪問看護指示書（特指示）とは



（別紙様式１８）

特 別 訪 問 看 護 指 示 書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を〇で囲むこと

特別看護指示期間　（平成　年　月　日 ～ 年　月　日）
点滴注射指示期間　（平成　年　月　日 ～ 年　月　日）

患者氏名	生年月日　明・大・昭・平　年　月　日（　歳）
病状・主訴： 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由：	
留意事項及び指示事項（注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載して下さい。）	
点滴注射指示内容（投与薬剤・投与量・投与方法等）	
緊急時の連絡先等	

上記のとおり、指示いたします。

平成　年　月　日

医療機関名
電　話
（ＦＡＸ）
医 師 氏 名　印

事業所　殿

「週4日以上の頻回な訪問看護が必要である」
と医師に認められた場合に1枚につき最大2週間交付される。

介護保険適用の方でも、
この期間だけ医療保険の適用になる

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）

EMPAWA

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
 - 進行性核上性麻痺
 - 大脳皮質基底核変性症
 - パーキンソン病※
- 多系統萎縮症
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態
 （夜間無呼吸のマスク換気は除く）

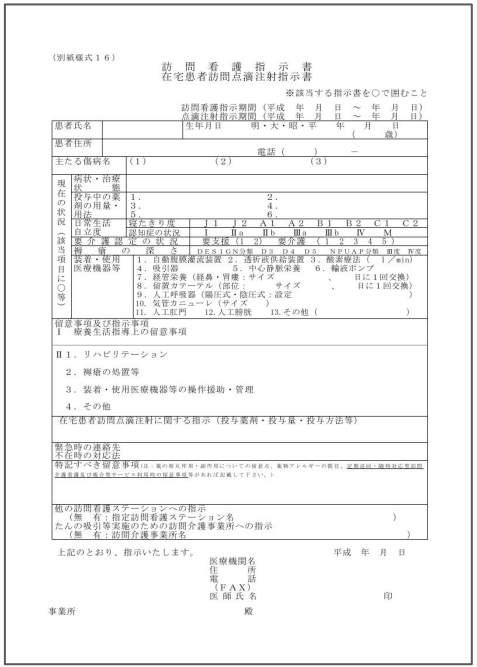
※ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって
生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

２種類の訪問看護指示書

EMPAWA

通常の訪問看護指示書



（別紙様式１６）

訪　問　看　護　指　示　書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間（平成　年　月　日　～　年　月　日）
点滴注射指示期間（平成　年　月　日　～　年　月　日）

患者氏名		生年月日　明・大・昭・平　年　月　日（　歳）
患者住所	電話（　）　－	
主たる傷病名	（１）　（２）　（３）	
現在の状況（該当項目に○等）	病状・治療状態	
	投与中の薬剤・用量・用法	１．　２． ３．　４． ５．　６．
	日常生活自立度	寝たきり度　Ｊ１　Ｊ２　Ａ１　Ａ２　Ｂ１　Ｂ２　Ｃ１　Ｃ２ 認知症の状況　Ⅰ　Ⅱａ　Ⅱｂ　Ⅲａ　Ⅲｂ　Ⅳ　Ｍ
	要介護認定の状況	要支援（１）（２）　要介護（１）２　３　４　５
	褥瘡の深さ	DESIGN分類　D3　D4　D5　NPUAP分類　Ⅲ度　Ⅳ度
	装着・使用医療機器等	１．自動腹膜灌流装置　２．透析液供給装置　３．酸素療法（　l／min） ４．吸引器　５．中心静脈栄養　６．輸液ポンプ ７．経管栄養（経鼻・胃瘻：サイズ　、　日に１回交換） ８．留置カテーテル（部位：　サイズ　、　日に１回交換） ９．人工呼吸器（陽圧式・陰圧式：設定　） 10．気管力ニューレ（サイズ　） 11．人工肛門　12．人工膀胱　13．その他（　）

留意事項及び指示事項
Ⅰ　療養生活指導上の留意事項

Ⅱ１．リハビリテーション
２．褥瘡の処置等
３．装着・使用医療機器等の操作援助・管理
４．その他

在宅患者訪問点滴注射に関する指示（投与薬剤・投与量・投与方法等）

緊急時の連絡先
不在時の対応法

特記すべき留意事項（注：薬の服用方法、副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等がある時は記載して下さい。）

他の訪問看護ステーションへの指示
（無　有：指定訪問看護ステーション名　　）
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示
（無　有：訪問介護事業所名　　）

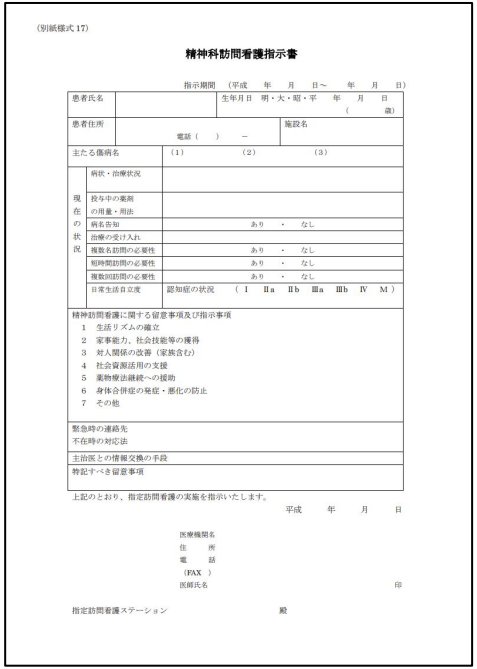
上記のとおり、指示いたします。　　平成　年　月　日

医療機関名
住　所
電　話
（ＦＡＸ）
医師氏名　　印

事業所　　殿

利用者の主治医であれば交付可能

精神科訪問看護指示書



（別紙様式 17）

精神科訪問看護指示書

指示期間　（平成　年　月　日～　年　月　日）

患者氏名		生年月日　明・大・昭・平　年　月　日（　歳）
患者住所	電話（　）　－	施設名
主たる傷病名	（１）　（２）　（３）	
現在の状況	病状・治療状況	
	投与中の薬剤の用量・用法	
	病名告知	あり　・　なし
	治療の受け入れ	
	複数名訪問の必要性	あり　・　なし
	短時間訪問の必要性	あり　・　なし
	複数回訪問の必要性	あり　・　なし
	日常生活自立度	認知症の状況　（Ⅰ　Ⅱａ　Ⅱｂ　Ⅲａ　Ⅲｂ　Ⅳ　Ｍ）

精神訪問看護に関する留意事項及び指示事項
１　生活リズムの確立
２　家事能力、社会技能等の獲得
３　対人関係の改善（家族含む）
４　社会資源活用の支援
５　薬物療法継続への援助
６　身体合併症の発症・悪化の防止
７　その他

緊急時の連絡先
不在時の対応法

主治医との情報交換の手段

特記すべき留意事項

上記のとおり、指定訪問看護の実施を指示いたします。

平成　年　月　日

医療機関名
住　所
電　話
（FAX　）
医師氏名　　印

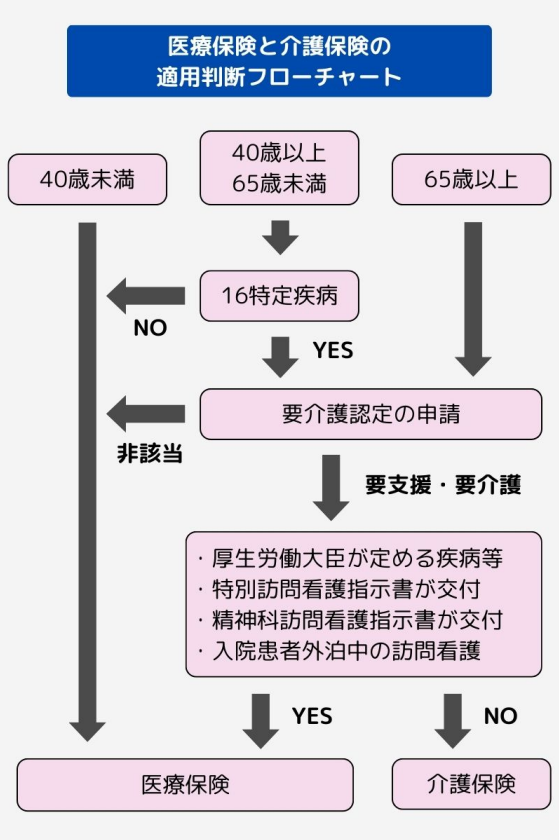
指定訪問看護ステーション　　殿

精神科を標榜する医療機関において
精神科を担当する医師に限り交付可能

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

簡単な見分け方のポイント

EMPAWA



- 要支援・要介護に非該当の方
 ⇒医療保険
- 特別訪問看護指示書が交付された方
 ⇒指示期間中は医療保険
- 別表第7に該当する方
 ⇒医療保険
- 精神科訪問看護指示書が交付されている方
 ⇒医療保険
- 入院患者で一時的に外泊する際、訪問看護を受ける方
 ⇒医療保険
- 要支援・要介護認定があり、上記に該当しない方
 ⇒介護保険

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

まとめ

EMPAWA

- 基本的に、65歳以上の方は介護認定が降りれば介護保険で訪問看護を利用できます。
- 40歳以上65歳未満の方は16特定疾病に該当すれば介護認定が降りれば介護保険で訪問看護を利用することができます。
- 要支援・要介護の認定が降りている方でも、別表第7に該当する方、特指示が交付された場合、精神科訪問看護指示書が交付されている場合、一時外泊の場合は医療保険の適用が優先となります。

©EMPAWA.inc All Rights Reserved

EMPAWA

おわり

©EMPAWA.inc All Right Reserved